

浦安市市民参加推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市市民参加推進条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加推進計画)

第2条 条例第7条第1項に規定する市民参加推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るための方針
- (2) 市民参加の推進についての取組目標
- (3) 市民参加の推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(条例第8条第1項の規則で定める事項)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年齢の構成
- (2) 居住地域の構成

(条例第8条第1項の規則で定める基準)

第4条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再任の程度 連続10年を限度とすること。
- (2) 他の審議会等との兼任状況 5を限度とすること。
- (3) 男女の構成比率 女性委員の構成比率を3割以上とすること。
- (4) 年齢の構成 年齢に偏りがないこと。
- (5) 居住地域の構成 住所に地域的な偏りがないこと。

(審議会等の委員の公募)

第5条 実施機関が審議会等の委員を公募により選任しようとする場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称、審議内容及び委員の任期
- (2) 募集する委員の人数
- (3) 募集期間
- (4) 応募資格及び応募方法
- (5) 選考方法
- (6) 問い合わせ先
(会長及び副会長)

第6条 市民参加推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民参加推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民参加推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 市民参加推進会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 市民参加推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 市民参加推進会議の庶務は、市長公室広聴広報課において処理する。

(委任)

第9条 前3条に定めるもののほか、市民参加推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民参加推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。